

緊急通報システム用機器貸与申請書

碧南市長 殿

令和 年 月 日

緊急通報システム用機器の貸与を下記のとおり申請します。なお、この事業の利用にあたり、申請者及び申請者の属する世帯全員の所得に関する情報や介護認定、障害認定に関する情報を閲覧することに同意します。

また、事業の利用にあたり、裏面の事項を承諾します。

申請者 (対象者)	住 所	碧南市				
	氏 名		生年月日	T・S・H 年 月 日		
	性 別	男 ・ 女		電話		
	電話回線の種類	☐ NTTアナログ ☐ NTTアナログ以外 ()				
協力員	協力員 1 氏名	(続柄)		協力員 1 電話		
	協力員 2 氏名	(続柄)		協力員 2 電話		
緊急 連絡先 ※救急搬送や 入院時等の 連絡先	☐ 協力員 1 ☐ 協力員 2 ☐ その他 (下欄に記入してください) ※協力員以外の親族等を指定する場合のみ					
	住所			申請者との続柄		合鍵 有・無
	氏名			電話		

※協力員については別紙協力員承諾書を提出して下さい

代筆者 住所 (□申請者と同じ)

氏名

電話 (□申請者と同じ)

(申請者との続柄)

(代筆理由)

☐ 民生委員へ確認済

地区担当民生委員 住 所

氏 名

電話番号

【承諾事項（機器の借用、機器及び事業の利用に関すること）】

- （１）事業の利用にあたり、市から以下の機器を借り受けること。
 - ① 緊急通報電話機又は緊急通報装置
 - ② リモートスイッチ
- （２）貸与された機器を維持管理するとともに、以下の事項を遵守すること。
 - ① 機器を譲渡、又は転貸しないこと
 - ② 機器を担保に供することはしないこと
 - ③ 事業の目的以外に使用しないこと
- （３）機器を損傷し、又は紛失した場合は、その状況を市長に報告し、その指示に従うこと。故意、悪質な理由による場合は、実費を賠償すること。
- （４）機器を必要としなくなったときは、速やかに市長に届け出て返却すること。
- （５）緊急時の対応に必要な情報として、緊急通報センターや消防署、及び病院・地域包括支援センター・居宅介護事業所に個人情報の提供をすること。
- （６）利用電話回線の種類（NTT アナログ回線以外の回線）によっては、機器の動作保障ができない場合があること、さらにその場合の対応工事は借受人負担になること、停電時に対応不可となっても受託事業者および市の責任を問わないこと。
- （７）電話料の回線使用料（基本料）及び配線使用料について、利用電話回線の種類によっては生活保護を受けている世帯又は市民税非課税の世帯であっても借受人負担になる場合があること。
- （８）緊急通報システム運営事業は高齢者が在宅生活を安心して維持できるように支援するためのものであるので、利用者からの緊急時の受信と必要に応じて救急車の要請や協力員への連絡及び協力員から状況を確認するまでであり、状態の悪化などが発生しても補償等を請求しないこと。
- （９）緊急通報システムを介して連絡を受けた救急隊や協力員等が行う緊急時の救助活動等について、その活動によって生じた住居等の損壊やその後の対応内容に対して異義の申し出や損害賠償等その他の要求をしないこと。

市処理欄	電話回線状況（ ☐ 開設済・ ☐ 月 ☐ 日開設予定） 基本料金（ ☐ 分割可能・ ☐ 分割不可能） 市民税世帯課税状況（ ☐ 課税・ ☐ 非課税）宛名番号：
------	--